印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書 に対する意見(答申案)

千葉県環境影響評価委員会は、印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る 環境影響評価準備書について、当該事業の内容及び周辺環境の状況等を踏まえ、専門的な 見地から検討を行った。

本事業は、印西地区環境整備事業組合(以下「組合」という。)が、印西市、白井市及び 栄町で発生する一般廃棄物の処理を行っている印西クリーンセンターの老朽化に伴い、別 の場所に代替施設として、廃棄物焼却施設及び粗大・不燃ごみ等を処理するリサイクル施 設(以下「本計画施設」という。)を新たに設置する都市計画事業である。廃棄物焼却施設 は、ストーカ方式を採用し、1日当たりの処理能力は156トン(78トン×2炉)であ る。

都市計画対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)は、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されている印旛沼流域にあり、山林及び畑地等に囲まれた台地上に位置する。また、事業区域の南側約1キロメートルの水辺には、主要な眺望点であり、人と自然との触れ合いの活動の場でもある、新川千本桜及び印旛沼自転車道等が存在する。さらに、事業区域の周辺には集落が存在しており、大気質、騒音及び悪臭等について周辺環境への十分な配慮が必要である。

事業区域に隣接する地域には、組合による搬入道路及び多機能な複合施設の整備のほか、本計画施設と同時期の供用開始を目指す、他の事業者による複数の外部施設の整備が計画されており、事業区域内やその周辺に存在する山林の消失等による植物、動物及び生態系への影響が懸念される。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、事業の実施に伴う環境影響をできる限り回避又は低減するため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

記

全般事項

事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な 最良の技術を導入することにより、環境影響をできる限り回避又は低減すること。

2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果

(1) 騒音及び超低周波音

- ア 工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行に係る騒音について、市道 00-122 号線(予定)終点における現況の道路交通騒音が、評価に当たり参考とした値を超過していることを踏まえ、環境保全措置を徹底し、できる限り環境影響の低減を図ること。
- イ 施設の稼働に係る低周波音(超低周波音を含む。)について、G特性音圧レベル及 び1/3オクターブバンド中心周波数の音圧レベルの敷地境界における予測結果が、 評価に当たり参考とした値を超過していることを踏まえ、予測地点に事業区域から 最も近い住宅を加え、予測及び評価を行うこと。

(2) 土壌

事業区域内の地下水において、環境基準を超える鉛や砒素が検出されていることから、工事の実施に当たっては、地下水に含まれる有害物質が周辺に拡散することがないよう、環境保全措置を徹底すること。

(3) 悪臭

脱臭装置の排出口における臭気濃度について、設定した自主目標値(500)は、 活性炭処理方式としては著しく高い値であることから、脱臭装置の性能を踏まえた適切な数値を改めて設定した上で、予測及び評価を行うこと。

(4) 植物、動物及び生態系

- ア 搬入道路及び多機能な複合施設並びに外部施設(以下「対象外事業」という。)が 事業区域内やその周辺の植物、動物及び生態系に影響することを踏まえ、予測及び 評価を行ったとされているが、その結果が明示されていないことから、当該結果を 評価書に記載するとともに、必要に応じて、改めて予測及び評価を行うこと。
- イ 植物に係る環境保全措置として示されている重要な種の移植について、対象外事業が実施されることを踏まえ、適切な移植地を選定するとともに、ラン科などの移植困難とされる種に関しては、専門家の助言等を踏まえて実施すること。

ウ 動物に係る重要な種について、スナハラゴミムシ等では、事業区域の周辺に生息 環境が広く存在することなどを理由として、生息状況の変化はない又は小さいと予 測されているが、事業区域の周辺において対象外事業が実施されることによる生息 環境への複合的な影響が懸念されることから、周辺環境の状況の変化を踏まえ、予 測及び評価を行うこと。

(5) 廃棄物等

施工時における発生量の抑制の量について、予測の参考とした工事事例を示すとと もに、発生抑制の取組内容を明らかにすること。また、本事業において、当該事例で 講じられている発生抑制策の実施を計画している場合には、これを環境保全措置に含 めること。

(6) 温室効果ガス等

二酸化炭素の排出量をできる限り削減するため、詳細な設計に当たっては、事業場全体の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等に努めること。

3 監視計画

事後調査について、対象外事業の工事及び供用に伴う影響を可能な限り把握した上で適切に実施すること。

4 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、関係自治体や周辺住民に対し、積極的に情報提供を行うとともに、丁寧に説明を行うこと。
- (2) 評価書及び事後調査結果をインターネットの利用その他の方法で公表する際には、 印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。

審議経緯

令和5年10月 6日 諮問

令和5年10月20日 審議

令和5年12月21日 審議

令和6年 1月26日 審議

令和6年 2月22日 答申案審議